


 担当部署: 総務課

処分の概要	行政不服審査法に基づく審査請求		
法令名 根拠条項	行政不服審査法第2条、第3条		
法令番号	平成26年法律第68号		
【基準】	<p>法第2条、第3条の規定による。 (処分についての審査請求) 第2条 行政庁の処分に不服がある者は、第4条及び第5条第2項の定めるところにより、審査請求をすることができる。</p> <p>(不作為についての審査請求) 第3条 法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為（法令に基づく申請に対して何らの処分もしないことをいう。以下同じ。）がある場合には、次条の定めるところにより、当該不作為についての審査請求をすることができる。</p>		
標準処理期間	150日		
備考			
設定年月日	平成28年5月19日	最終変更年月日	年 月 日